

# 平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成31年2月16日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成31年2月26日(火)午後3時15分 開会

1. 平成31年2月26日(火)午後5時17分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番	高橋幸晴	2番	鎌田 正	3番	青柳宗五郎	4番	澁谷俊二	
5番	高橋敏英	6番	橋村 誠	7番	熊谷一夫	8番	深沢義一	
9番	秩父博樹	10番	佐藤文子	11番	阿部則比古	12番	小原正彦	
13番	橋本五郎	14番	茂木 隆	15番	八柳良太郎	16番	鈴木良勝	
							計	16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己  
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 鈴木良則  
消防次長 高橋幹夫 大曲消防署長 齊藤聡 角館消防署長 高橋宏和  
消防本部総務課長 佐藤広樹 大仙市市民部長 佐川浩資  
大仙美郷環境事業組合事務局長 佐藤龍宝 仙北市環境保全センター所長 赤倉一男  
介護保険事務所長 山口誠 管理課長 久米正 介護保険事務所副主幹 上田泰彦  
管理課副主幹 藤田貴 管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課主席主査 高橋拓樹

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- (7) 議案第7号 廃棄物処理の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (8) 議案第8号 大曲仙北広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- (9) 議案第9号 大曲仙北広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- (10) 議案第10号 平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
- (11) 議案第11号 平成30年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (12) 議案第12号 平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (13) 議案第13号 平成31年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (14) 議案第14号 平成31年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (15) 議案第15号 平成31年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議長 (茂木隆君)  
議事に入ります前に、「一般質問」がありましたので、「議事日程」の差し替えをお願いします。

これより平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から「招集のあいさつ」があります。老松管理者。

管理者 (老松博行君)  
はい、議長。

議長 (茂木隆君)  
はい。

管理者 (老松博行君)  
招集挨拶の前に一言お詫びを申し上げたいと存じます。先般、介護保険について、平成26年度分の財政調整交付金の算定に誤りがあったことが判明いたしております。

事案の内容であります。昨年5月14日に会計検査院から介護給付費関係の現地検査を受けたところ、介護保険料の格差を是正するために国から交付されている財政調整交付金について、算定誤りを指摘されたものであります。

これは、事務担当者が交付要綱等を十分理解していなかったため、交付金の算出根拠となる前期・後期高齢者数の報告月を誤ったものであり、具体的には、前期高齢者数を856人少なく、後期高齢者数を76人多く報告しております。これにより、交付を受けた14億4,217万3千円のうち、超過分の475万4千円については返還する必要が生じており、その後の事務処理等について、県を通じ会計検査院との協議を進めておりましたが、本年2月3日付けで同院から連絡があり、本件に係る会計検査院のホームページでの公表時期は本年11月、返還時期については来年3月となる見込みであると伺ったところであります。

今後の手続きといたしましては、返還決定の通知が届いた後、来年度の最終補正予算を想定しておりますが、超過交付分を積み上げている基金を財源とした予算を計上し、返還させていただくこととなります。この事務処理により圏域内の被保険者及び保険者である当組合に実害が及ぶものではありませんが、単純な事務ミスにより会計検査院の指摘を受ける事態を招いたことは、重く受け止めなければならないものと認識しており、今回のような事案を再び惹起することのないよう、内部研修会の実施とチェック体制の見直しを行うとともに、今後は業務全般に一層緊張感を持って取り組むよう指示をいたしたところであります。

それでは、招集の挨拶を申し述べさせていただきます。

本日、平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案9件、補正予算案2件、平成31年度当初予算案2件及び単行案2件の、計15件であります。

平成31年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額は242億4,878万9千円であり、前年度当初比較で26億5,706万6千円、率にして12.31%の大幅な増となっております。これは、一般会計においては、廃棄物処理の広域化により施設運営費等、約18億5千万円を新規計上したことや、大曲消防署配備のはしご付き消防ポンプ自動車購入費約2億4千万円を計上したこと、介護保険特別会計においては、保険給付費に約6億2千万円の増が見込まれることなどによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して17億4,574万7千円、率にして30.25%増の、総額75億1,732万7千円となっておりますが、これにつきましても廃棄物処理の広域化が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の議会におきましては、議長のお許しを得て、廃棄物処理の広域化を検討してまいりました担当職員3名が出席しておりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、事務部局関係について申し上げます。

広域化が決まっている廃棄物処理業務を担う初級職の採用試験につきましては、昨年10月28日に1次試験、12月10日に2次試験を実施し、最終合格者1名と補欠合格者1名を12月17日に発表しております。

また、平成30年度人事院勧告の取扱いにつきましては、当組合では例年、国の人事院勧告に準じた給与条例の改正を行っており、関係条例案をこの後の本会議においてご審議いただくこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。

消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業につきましては、訓練棟の建設が順調に進んでおり、1月末における事業全体の進捗率は93.1%となっており、4月末に完成・引渡しの予定であります。

南分署増改築工事につきましては、職員配置再編計画に基づく南分署職員の増員に対応するため、男性用仮眠室を1室増設するとともに、女性専用仮眠室及び浴室等の増改築に係る工事を昨年9月から開始し、12月13日に完了しております。

次に、平成31年度実施予定の主な事業についてであります。消防車両の整備につきましては、車齢が29年となる大曲消防署のはしご付き消防ポンプ自動車、17年となる西木分署の消防ポンプ自動車CD-I型及び9年となる田沢湖分署の高規格救急自動車の更新を予定しております。

各分署の改修事業につきましては、西仙北分署において、職員配置再編計画に基づき平成32年度から21名勤務体制とするため、仮眠室及びトイレの増築に加え、手狭になった車庫を拡張するなどの増改築工事を計画しております。また、南分署において、庁舎屋根の傷みが目立ち防水機能が低下していることから、屋根防水改修工事

を予定しているほか、中仙分署の屋根葺き替え工事と、西木分署の屋根及びサイレン塔の塗装工事についても実施する計画であります。

次に、消防功労者表彰式につきましては、例年、永年勤続の消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力をいただいた個人及び事業所を表彰しており、本年度は3月14日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催いたします。

また、去る2月15日に消防職員意見発表秋田県大会が開催され、角館消防署 藤井和磨消防士が最優秀賞を受賞し、4月26日に福島市で開催される東北大会に出場することとなりました。なお、当組合代表が東北大会に出場するのは8年連続となります。

次に、平成30年の火災・救急事案発生状況についてご報告いたします。火災件数は46件で昨年より1件減少しており、組合発足以来2番目に少ない件数となりました。一方、救急件数は6,031件で、昨年より63件減少しているものの、依然6千件を超える高い水準で推移しております。

雪害事故につきましては、屋根の雪下ろし等による人的被害が2月18日現在で17件発生して重傷11名を含む17名が負傷しており、昨年同期との比較では19件少なくなっております。

次に、斎場関係について申し上げます。

北部斎場の法面復旧工事につきましては、昨年11月末に完了する予定でありましたが、現場の土質が粘性土で含水比が高く、湧き出す地下水や天候の影響により地盤が軟弱化したため、予定工期内に完了することが困難となったことから、工期を2カ月延長して1月30日までとするとともに、軟弱化した地盤の改良が必要になったことなどから、請負額を232万6,320円増額し、1,696万320円に変更したところであります。なお、変更後の請負額については当初予算の範囲内であり、変更後の工期である1月30日までに工事は無事完了しております。

次に、平成30年1月から12月までの利用件数についてであります。中央斎場は1,111件で前年比54件の増、南部斎場は508件で7件の減、北部斎場は462件で47件の減、合計では2,081件で前年同数となっております。

次に、斎場の改築等事業について申し上げます。

築後35年あまりが経過して老朽化が目立ってきている南部斎場と北部斎場ではありますが、昨年5月にお示しした公共施設等総合管理計画においては、改築・改修の事業年度を、南部斎場は2023年度、北部斎場については2025年度としております。両斎場の改築等事業については、事業年度の間隔が僅か2年間であることから、一体的な事業として検討することが望ましいと考えております。来年度を移転新築、現地改築又は大規模改修などの手法を含めた事業の方向性について検討しなければならない時期と捉え、事業主体となる当組合と財政負担を担う構成市町の職員で構成する「南部・北部斎場改築等検討委員会」を立ち上げることといたします。なお、同委員会の検討内容につきましては、必要に応じて議員各位にご報告申し上げ、ご意見を賜りながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、介護保険関係について申し上げます。

平成30年11月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万7,813人であり、要介護認定者数は1万1人、サービス利用者は8,655人、給付額は約12億7,923万円となっております。

昨年同月と比較しますと、高齢者は238人、認定者は43人のいずれも増、サービス利用者は220人の減、給付費は約1,400万円、率にして1.1%の増となっており、サービス別では、施設の増床により特別養護老人ホームの給付費が伸びております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。構成市町の11月中旬の広報で、平成30年度から32年度までの開設事業者の公募を行っております。12月6日に開設予定者の説明会を開催し、1月31日に締め切ったところ、大仙市四ツ屋の「life (エル・アイ・エフ・イー) 株式会社」から大仙市丸の内に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、美郷町六郷の「株式会社ユウメディカル」からは同地区に「認知症対応型共同生活介護」をそれぞれ開設したいとの申請が提出されております。

今後、申請書類の審査、現地確認及び設置予定の大仙市、美郷町との協議を経て、3月開催の地域密着型サービス運営委員会に諮る予定となっております。

また、今回公募を行ったサービスのうち、圏域全体を対象とした「看護小規模多機能型居宅介護」と、仙北市に限定した「認知症対応型共同生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」については申請がなかったことから、4月中旬の広報で再度公募することとしております。

次に、事業開始が本年4月に迫った廃棄物処理の広域化について申し上げます。

必要となる関係条例の制定や改正につきましては、この後の本会議においてご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の主な事務手続きであります。関係する規則や要綱の制定及び改正事務のほか、財産の譲渡契約及び事務の引継ぎに向けた準備を進めていくこととしております。

また、事業を引き継ぐ当組合の体制については、事務局に定数7人の「環境事業課」を設置し、7人全員で広域化後の全ての業務に携わりながら、2022年度までの基本構想前期計画期間中にスムーズな事業運営移行を図り、その後の事業最適化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、社会福祉法人水交会関係について申し上げます。

同法人が事業主体となって実施している「かわ舟の里角間川改築事業」につきましては、自然災害等の影響により建築工事に遅れが生じている旨を、昨年11月開催の定例会においてご報告させていただいたところではありますが、やはり遅れを完全に取り戻すことは難しく、結果的に、本年1月末を予定していた建物本体の引渡しは、2月末にずれ込むことになったとの報告を受けております。

また、引渡し後の予定であります。3月11日と12日に行政関係者対象の内覧会を、3月13日から15日までに入所利用者の引越しを、4月3日に新施設の開所式を実施した後、5月30日には議員各位のご臨席を賜り竣工式を開催する予定と伺

っております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (茂木隆君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、4番 澁谷俊二君、5番 高橋敏英君、6番 橋村誠君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。「平成30年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。10番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (茂木隆君)

はい、10番。

議員 (佐藤文子君)

はい、私は30年度から始まりました総合事業、介護予防・日常生活総合事業という風なことで、要支援1・2の方々がこの事業に移行し、それぞれ介護予防・生活支援事業と、そして一般介護予防、こういうところに移行されたわけですが、その利用状況がどうなっているのか、ずっと総合事業について追跡してみたところであります。30年度はまだ終わっておりませんので、この1年間の実績という風なものは、はっきりしたものが出るのは、今年の決算時にしか分からないわけですが、現状がどうなっているのか、数的な事を今回は主にお聞きしたいと思います。

それでは、介護予防・日常生活支援総合事業について、いくつかお尋ねいたします。

1つ目は利用状況です。現時点での実績でよろしいですのでお答えいただきたいと思っております。まず1つは、要介護・要支援認定者数と、そのうち要支援1・2と判定された方の人数と割合について。2つ目には、要支援者のうち総合事業の利用者数とその割合について。3つ目は、総合事業の利用者のうち介護予防・日常生活支援サービス事業、そして一般介護予防事業のそれぞれの利用者数とその割合について。4つ目

は、介護予防・日常生活支援サービス事業の利用者のうち、いわゆる訪問型サービスあるいは通所型サービス、これらが行われているわけですが、そのうち現行相当のサービスと市町村が実施する緩和した基準によるサービス、それぞれの人数と割合について。

質問の2つ目は、総合事業の受け入れ施設・事業所について2つほどお尋ねいたします。

まず、訪問介護及び通所介護サービスを実施している事業所の数というのは、この総合事業の受け入れ施設として着実に進んでいるものと思われまますが、その数は、実績は如何なものかお伺いします。そして、総合事業を実施する事業所には、緩和した基準によるサービスを実施しているのかどうか。やっているとしたら実施事業所の数を教えていただきたいと思ひます。そして、総合事業では、利用単価が低いということや、緩和基準サービス対応の職員確保が困難という風なことなどから、運営上の課題も多いとお聞きしておりますけれども、現状についてお伺いいたします。

質問の3つ目は、総合事業の今後の見通しについてお尋ねいたします。平成30年度補正予算、これから上程されるところでありますけれども、内容を見ますと介護予防・日常生活支援サービス事業費の減額補正が行われております。平成31年度当初予算においては、同事業について前年当初より、さらに7.7%減少の計上という風に、これは第7期計画を大幅に下回る予算計上となっているわけですが、総合事業の進捗状況、予定通りに進むのかどうか、その見通しについてお知らせ頂きたいと思ひます。以上です。

議長 (茂木隆君)

はい、答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (茂木隆君)

はい、所長。

所長 (山口誠君)

佐藤文字子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点目は、総合事業の利用状況についてであります。

平成30年11月末現在の要介護認定者は7,809人、要支援者は2,192人、事業対象者と判定された方が334人となっております。そのうち総合事業の生活支援サービス、訪問・通所型サービスの利用対象者は、要支援者と事業対象者を合わせた2,526人となります。この利用対象者のうち、実際に生活支援サービスを利用されている方は1,299人で利用割合は51.4%となっております。

また、65歳以上の方全員を対象とする一般介護予防事業につきましては、市町が主体となって介護予防教室や介護予防講演会等の事業を実施しており、今年度は、運動器の機能向上を目的とした予防教室に大仙市でのべ660人、仙北市で82人、美郷町で336人の参加を見込んでおります。このほか、各市町で実施状況は異なりますが、認知症予防教室や口腔機能向上に向けた教室も開催されております。

次に、総合事業の生活支援サービスの利用者の内訳でございますが、このサービスは訪問型のサービスと通所型のサービスから構成され、それぞれ、総合事業が始まる前の介護予防給付と同等のサービス、現行相当サービスと基準が緩和されたサービスの2つに分類され、合わせて4種類のサービスが提供されております。それぞれの利用者数は、訪問型の現行相当サービスで383人、通所型の現行相当サービスで798人、基準緩和サービスでは、訪問型が27人、通所型が91人となっております。割合としましては、訪問型サービスの利用者のうち93.4%が現行相当サービス、6.6%が緩和サービス、通所型サービスの利用者のうち89.8%が現行相当サービス、10.2%が緩和サービスを利用しております。

次に、質問の第2点目の総合事業の受け入れ事業所についてであります。

訪問型サービスについては、管内32の訪問介護事業所のうち、24事業所が総合事業の指定を受けており、うち8事業所が緩和した基準のサービスについても指定を受けております。11月に提供実績があった事業所は1事業所で、指定事業所とは別に委託により2事業所が訪問の緩和型サービスを提供しております。

通所型サービスでは、管内53の通所介護事業所のうち、50事業所が総合事業の指定を受けており、うち8事業所が緩和した基準のサービスについても指定を受けております。11月に提供実績があった事業所は1事業所で、別に委託により1事業所が緩和型サービスを提供しております。

これらの11月の実績では、緩和型サービスについては、指定を受けている事業所のうち2事業所しかサービスを提供しておらず、このサービスが浸透しているとは言い難い状況であります。利用が進まない理由としましては、議員のご質問のとおり、職員の確保が難しく事業所側で受け入れできないといった状況がございます。

組合が9月に居宅介護支援事業所を対象に行ったアンケートでも、「介護人材不足の解消・介護職員の雇用促進に必要なこと」の項目で「給料などの待遇面の改善」「働く環境の改善」といった意見が多数を占めております。給料につきましては、国が消費税増税分を財源として、勤続10年以上の介護福祉士1人につき月額8万円相当を算定基準とする加算を事業所に対して行う予定であります。環境の改善に向けては、組合が指定している事業所につきましては、実地指導の際に、長時間勤務の有無、休暇の取得等、基準と照らし合わせて指導・助言をしているところでございます。

次に、質問の第3点目の総合事業の今後の見通しについてであります。

総合事業は、当組合では平成29年度に開始した比較的新しい事業でございます。各市町とも、前例がなく予算の積算が難しかったと聞いておりますが、来年度につきましては実績を加味した予算計上となっております。

今後は、短期集中のリハビリに特化したサービスなど、地域に必要とされるサービスを充実させるとともに、基準緩和サービスへの参入を事業所をお願いしていくなど、事業の推進に向けた取組を3市町と連携して進めて参りたいと存じます。

議長 (茂木隆君)

再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

議長 はい。  
(茂木隆君)

議員 はい、10番。  
(佐藤文子君)

ありがとうございます。まず、1つは総合事業を利用する要支援者のうち、介護予防・日常生活支援サービス事業を利用されている方、これが1,299人で、51.4%という風なご答弁だったと思います。そして、運動機能予防と一般介護予防は660人という風なことのようでした。いずれ総合事業を利用しているわけですが、それでも、それでは、これらの人数が介護予防・日常生活支援事業のうちの現行相当、訪問型の現行相当、訪問介護Aサービス、現行相当通所という風なことで言いますと、これらを合わせれば、この最初の利用する要支援者との一致があると、一致すると見て取っていいものかどうかという風なことです。その辺を1つお願いします。

もう1つは、2番目の受け入れ施設の問題ですけれども、訪問介護事業所それぞれ総合事業の指定、予防事業所として、ほとんどの施設を指定されているようですが、実績としましては、実際提供する施設が1施設であったり、2施設であったりという風な現状は、昨年、私が質問したときの、実際の受け入れ体制はどのようなかという質問をしましたところ、ほぼ、本日の答弁の1施設というような状況と変わっていないわけですね。そういう風な意味で、実際に総合事業を実施できる施設、通所・訪問介護事業所、こういう事業所がいっぱいあるんだけれども、総合事業を提供している施設・事業所が、現状は非常に進んでいないという風なことは、言えるのではないかという風に思うわけですが、受け入れている施設でも、たくさんの人々、要支援者を受け入れて、実施していると伺っておりますけれども、例えば社会福祉協議会とか、そういったところで実施されているという風に伺っておりますけれども、そういうところでの現行相当という風なことで言うておりますけれども、実際の、かつて介護保険給付費から出た介護予防サービス費と比較して、この単価が非常に安いという風に伺って、それが総合事業を受け入れる、そういうのがなかなか進まない原因になっているのではないかと。そして受け入れている施設でも、総合事業にだんだん特化されていくと、経営に非常に困難を生ずるという風な問題があるのではないかとという風な話をしばし聞いたりするわけですが、その現状はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長 (茂木隆君)

再質問に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい。

どうもありがとうございます。

最初の方の、利用者の数は一致しているかというご質問だったかと思うんですが、いちお51.4%の方が利用されているということになります。他の方はどのような方かということをお調べしたら、介護の住宅改修、それから介護の貸与の方ですね。用具の貸与の方、そちらの方を利用されてまして、その方を入れると約65%

の方が利用されているようです。残り35%の方が利用されていないわけですが、この内訳についても、今、入院中で退院後、心配だからいちお申請してみようとか、介護保険ってすぐに使えないんじゃないかなど、それで認定調査をしてもらおうという関係があるようでして、全然使っていないという方が約35%の方が申請されても使用が1回もなかったという方になります。

それから、受け入れ施設が増えていないという件ですが、そちらの方も議員が仰るとおり、単価が安いというのも大きな原因というのもあると思いますけれども、一般の事業所に対して、さらに安い単価でやってくださいというのも、お願いには回っているんですけれども、ちょっと難しい部分もあるのかと思います。それで、先ほども申し上げましたけれども、2事業所が委託により行っているという、この訪問型の委託というのは、シルバー人材センターと農協さんの方をお願いしております。当然シルバー人材センターの方では、事業について、特別、介護保険の事業はやっていないわけですが、生活支援の方ですね。買い物とか、家の掃除とか、そちらの方で安い単価の方でシルバーさん。あとはJAさんの方は、婦人部の方、結構会員がおられますので、婦人部の方の方が、食事のお世話とか、そちらの方をやってくれるような感じになっております。

今後は、2極化といいますか、事業所にはお願いしていくし、一般の介護に関係のない事業所の方にも、出来るんだよということで、広くPRしながら、事業所の方を多くするように介護保険事務所の方でも、回りながらお願いしていきたいなと思っております。以上です。

議長 (茂木隆君)  
再々質問ありませんか。

はい、10番。

議員 (佐藤文子君)  
はい。最後にお答えいただいた民間の介護事業所の方にも、総合事業の受け入れをお願いしていくという風なことのようですが、いわゆる総合事業の利用単価という風なものは、それぞれの事務所、実施者のところで、一定の国が定める基準というのもあるかとは思いますが、この利用単価という風なものは、こうした実情を踏まえれば、もう少し引き上げるというような、そういう風なことは、この事業所として出来ないものかどうか。もし出来るとすれば、この利用単価がもう少し上げられればなという実際、声もお聞きしますので、ご検討願えればいいのではないかと、いう風に思ってお尋ねしたいと思っております。

(茂木隆君)

議長 はい、再々質問に対する答弁を求めます。  
山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

今のお問い合わせですが、国の方では単価を定めてはいないんですけれども、上限が定められております。この金額を超えては支給しないでくださいということで定められておりますので、その範囲内で行っているところです。今後、その面も含め

まして国の方にお願ひしていくことになると思います。ということで、現状では上限を超えることは出来ないということになっております。以上です。

議 長

(茂木隆君)

これにて一般質問を終わります。

日程第五「議案第一号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(茂木隆君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

本案は、産業医の報酬額を「年額8万円」から「年額16万円」に引き上げる改定を行うものであります。

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業所は産業医を選任する義務があると規定されており、当組合においては、現在消防職員を対象とした産業医を1人选任しております。

平成31年度以降は、職員の健康管理及び職場の健康意識の向上につなげることを目的に、事務局局職員も合わせて産業医業務を委託したいと考えており、対象人数の増に伴う業務量の増加を考慮し、報酬額を引き上げるものであります。

以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号」、日程第7「議案第3号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課 長 (久米正君)

議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。議案説明資料の3ページと4ページをご覧ください。

はじめに、議案第2号をご説明申し上げます。

本案は、平成30年度人事院勧告に基づき、給料表と期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものであります。

給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均0.2%、金額にして400円引き上げる改定を行うものであります。

また、民間との間に大きな差がある初任給については1,500円、若年層給与については1,000円引き上げるものであります。

勤勉手当につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、年間支給月数を一般職は「1.8カ月」から「0.05カ月」引き上げて「1.85カ月」とし、再任用職員については「0.85カ月」から「0.05カ月」引き上げて「0.9カ月」とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げることにより対応するものであります。

また、平成31年度は、一般職、再任用職員ともに年間の支給月数に変更はありませんが、期末手当及び勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

この改正は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。平成31年6月以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任副管理者の期末手当については、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市が期末手当の年間支給月数を「3.3カ月」から「0.05カ月」引き上げて「3.35カ月」としたため、当組合も引き上げを行うものであります。

また、平成31年度改定につきましては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はありませんが、期末手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正につきましても公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するも

のでありますが、平成31年6月以降の期末手当の支給割合の変更に係る施行日は、平成31年4月1日とするものであります。

以上、議案第2号と議案第3号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(茂木隆君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の5ページをご覧ください。

本案は、職員の時間外勤務命令を行うことができる上限の時間を規則で定めることとする条例の改正を行うものであります。

民間企業においては、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制制度が平成31年4月から施行されます。

この改正を踏まえ、国家公務員については人事院規則において、超過勤務命令を行うことができる上限の時間を設定するなどの措置を講じ、平成31年4月から適用す

る準備が進められております。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」に基づき、国家公務員の措置を踏まえた改正が行われることから、当組合においても条例の改正を行う必要が生じたものであります。

なお、規則において定める時間外勤務時間の上限につきましては、人事院規則による定めのとおり、原則月45時間かつ年360時間とするものであります。

以上、議案第4号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(茂木隆君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第5号「大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の6ページをご覧ください。

本案は、へい獣保冷センターで取り扱う死亡牛について、平成31年4月から月齢48ヶ月以上も受け入れ可能とする改正を行うものであります。

「家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」で定める死亡牛のBSE検査対象月齢が、平成31年4月より「48ヶ月以上」から「96ヶ月以上」に引き上げられることとなります。この改正により、現在、県が神岡地域に設置している保冷库に搬入されている「48ヶ月以上」の死亡牛のうち、「48ヶ月以上96ヶ月未満」については当組合のへい獣保冷センターで受け入れることとなる

ため、48ヶ月未満までと定めている月齢区分の変更が必要となるものであります。

条例の改正内容であります。処理手数料一覧表の牛の区分について、牛以外の畜種の定め方にあわせ、「48ヶ月未満」を「24ヶ月以上」と改定するものであります。

以上、議案第5号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第6号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(茂木隆君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第6号「大曲仙北広域市町村圏組合人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料7ページをご覧ください。

本案は、地方公務員法において「任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告し、その報告及び概要を公表しなければならない。」と定められていることから、当組合においても報告する内容、時期及び方法を定めるものであります。

条例の内容であります。報告する内容につきましては、職員の任免及び職員数に関する状況、職員の人事評価の状況、職員の給与の状況などであり、公表の時期につきましては、毎年11月末まで、公表方法につきましては、当組合では広報誌を発刊していないことから、インターネットを利用することといたします。

以上、議案第6号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第7号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(茂木隆君)

はい、課長。

課 長

(久米正君)

議案第7号「廃棄物処理の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の8ページと9ページをご覧ください。

本案は、廃棄物処理の広域化に伴い、当組合の体制及び定数に変更が生じること、行政手続や大仙美郷環境事業組合職員の身分等に支障が生じないよう当組合が引き継ぐ必要があることなどから、合わせて14条例の改正を行うものであります。

改正内容の概要であります、

- 1 事務局設置条例は広域化準備室の廃止と、環境事業課及び課の事務分掌を規定するもの。
- 2 情報公開条例は環境事業組合及び仙北市の手続等を、当組合が引き継ぐ旨を規定するもの。
- 3 個人情報保護条例は仙北市の手続等を、当組合が引き継ぐ旨を規定するもの。
- 4 職員定数条例は環境事業課の定数を7人と定めることにより、事務部局の定数を31人から38人に、消防部局を加えた総数については322人から329人に変更するもの。
- 5 職員の再任用に関する条例は環境事業組合の職員を、当組合の再任用職員の対象とみなす旨を規定するもの。

- 6 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は環境事業組合の職員として命ぜられた休職の期間を、当組合引継ぎ後通算する旨を規定するもの。
- 7 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は環境事業組合の職員として受けた処分  
の期間を、当組合引継ぎ後通算する旨を規定するもの。
- 8 職員の勤務時間、休暇等に関する条例は環境事業組合の職員として取得した休暇  
の日数を、当組合引継ぎ後通算する旨などを規定するもの。
- 9 職員の育児休業等に関する条例は環境事業組合の職員として取得した育児休業等  
の日数を、当組合引継ぎ後通算する旨を規定するもの。
- 10 議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例は環境事業組合が未払  
の議員報酬等を、環境事業組合の条例に基づいて当組合が支払える旨を規定するもの。
- 11 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例は環境事業組合が未払の特別職の旅費  
を、環境事業組合の条例に基づいて当組合が支払える旨を規定するもの。
- 12 一般職の職員の給与に関する条例は環境事業組合が未払の時間外勤務手当を、環  
境事業組合の条例に基づいて当組合が支払える旨などを規定するもの。
- 13 職員の旅費に関する条例は環境事業組合が未払の旅費を、環境事業組合の条例に  
基づいて当組合が支払える旨を規定するもの。
- 14 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例は環境事業組合と仙北市  
が締結した長期継続契約の契約期間を、当組合引継ぎ後通算する旨を規定するもので  
あります。

以上、議案第7号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜り  
ますようお願い申し上げます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第8号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)  
はい、課長。

課 長 (久米正君)

議案第8号「大曲仙北広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料10ページをご覧ください。

本案は、地方自治法において「公の施設の設置及び管理に関する事項については条例で定めなければならない。」とされていることから、廃棄物処理施設の譲渡を受ける当組合において条例の制定が必要となるものであります。

制定内容の柱となる各施設の名称については、当組合が所有する他の施設との整合性を考慮し、全て大曲仙北広域と冠を載せた上で、ごみ処理施設については中央ごみ処理センターと北部ごみ処理センターに、し尿処理施設については中央し尿処理センターと北部し尿処理センターに、4箇所最終処分場については南外、角館、田沢湖、西木と地域名を付けた一般廃棄物最終処分場にそれぞれ改称するものであります。

なお、附則において準備行為に関する規定を設け、各施設の名称が変更となること及び当組合での運営開始後も当分の間は利用者の搬入場所や使用料に変更がないことなどについて、3月中旬に発行される市町の公報による周知を予定しているほか、施設の名称に関しては、当分の間旧名称も併記することにより圏域住民の利用に混乱が生じないように対応してまいります。

また、譲渡前の大仙美郷環境事業組合条例及び仙北市条例との切り替えに支障が生じないように、旧条例による行為の効力等を規定する経過措置も設けることといたします。

以上、議案第8号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第9号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)  
はい、議長。

議 長 (茂木隆君)  
はい、課長。

課 長 (久米正君)  
議案第9号「大曲仙北広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料11ページをご覧ください。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において「一般廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を公衆に縦覧すること及び利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出する機会を付与する手続きについては、条例に定めること。」とされていることから、廃棄物処理施設の譲渡を受ける当組合において、条例の制定が必要となるものであります。

条例の主な内容であります。縦覧等の対象となる施設の種類や縦覧の場所及び期間などのほか、譲渡前の大仙美郷環境事業組合条例及び仙北市条例による行為の効力等を規定する経過措置についても設けることといたします。

以上、議案第9号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (茂木隆君)  
これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか  
(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。  
これより、討論に入ります。  
討論ありませんか。  
(討論なしの声)  
討論なしと認めます。  
これより「議案第9号」を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。  
日程第14「議案第10号」、日程第15「議案第11号」、日程第16「議案第12号」の3件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)  
はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課 長 (久米正君)

議案第10号と第11号の平成30年度2月補正予算及び議案第12号の平成30年度負担金の一部変更について、を一括してご説明申し上げます。

議案説明資料12ページの総括表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、一般会計、介護保険特別会計ともに増額をお願いするものであります。両会計合わせて9,621万6千円の増額となり、補正後の予算総額を217億3,683万4千円とするものであります。

はじめに、議案第10号「平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、諸支出金は増額、総務費、衛生費、消防費及び災害復旧費については減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万8千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ34億4,282万2千円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページから、議案説明資料は13ページからとなります。

1款 分担金及び負担金は2,605万5千円の減額であります。

1項1目 事務費負担金は212万2千円、3目 斎場費負担金は780万1千円、8目 消防費負担金は1,566万円、9目 民生費市町負担金は47万2千円を、いずれも減額するものであり、各負担金を財源とする歳出の減によるものであります。

2款 使用料及び手数料は、消防危険物貯蔵設備の検査申請件数が増えたことにより、手数料を40万円増額するものであります。

3款 国庫支出金94万6千円の減と、4款 県支出金47万4千円の減は、介護保険料軽減対象者数が見込みより少なかったことにより、それぞれ法定割合で減額するものであります。

5款 財産収入は、財政調整基金預金利子を1万4千円増額するものであります。

6款 繰入金は、財政調整基金に積み立てるための介護保険特別会計繰入金を2,596万4千円増額するものであります。

7款 繰越金は、1,238万4千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

8款 諸収入は、組合預金利子を2万1千円増額するものであります。

続いて歳出についてご説明いたします。補正予算書は9ページから、議案説明資料は14ページからとなります。

2款 総務費 1項1目 一般管理費は、人事院勧告の増額分を人事異動による減額分が上回ることにより、人件費212万2千円を減額するものであります。

4款 衛生費 1項1目 斎場費についても、人件費を減額するものであり、休職者が出たことなどにより、320万円の減であります。

5款 消防費 1項1目 常備消防費は、人事院勧告や燃料単価高騰による増額要素があるものの、中途退職者や休職者が出たこと、新消防庁舎に係る電気料やガス代等が当初の見込みを下回ることなどの理由により、1,208万5千円を減額するものであります。

2目 施設整備費は、南分署増改築事業などに生じた契約差額317万5千円を減額するものであります。

6款 災害復旧費 1項1目 北部斎場災害復旧費については、実施設計において施工内容を精査したことにより工事請負額に不用額が生じたため、460万1千円を減額するものであります。

8款 諸支出金 1項1目 財政調整基金費は、一般会計の前年度繰越金の残や介護保険特別会計からの繰入金等を積み立てるため、3,838万3千円を増額するものであります。

2項1目 介護保険特別会計繰出金は、一般会計で収入した介護保険料軽減に係る国、県、市町の負担金を繰り出すもので、軽減対象者数の減により189万2千円の減額となるものであります。

次に、「議案第11号 平成30年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の14ページをご覧ください。

今回の補正は、諸支出金は増額を、総務費、保険給付費及び地域支援事業費については減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,490万8千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ182億9,401万2千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は19ページから、議案説明資料は16ページからとなります。

1款 介護保険料 1項1目1節 現年度分は、特別徴収者が見込みより増えたことにより収納率が上がり3,274万6千円の増額、2節 滞納繰越分は、滞納繰越額が見込みより少なかったことにより117万4千円の減額となるものであります。

2款 分担金及び負担金 1項1目 構成市町負担金は、節の区分ごとに歳出の保険給付費や地域支援事業費などの増減が反映されるもので、総額では1,828万3千円の減額となるものであります。

4款 国庫支出金 2項3目 保険者機能強化推進交付金2,663万5千円は、地域支援事業の一環で実施している自立支援・重度化防止等の取組を支援するための新規交付金で、4目 介護保険事業費補助金330万4千円は、介護保険法改正により実施したシステム改修に係る補助金であります。

その他の国庫支出金と、5款 県支出金、6款 支払基金交付金については、保険給付費と地域支援事業費の執行見込みなどに沿って減額するものであります。

7款 財産収入は、介護給付費等準備基金の預金利子28万4千円の増額であります。

8款 繰入金 1項1目 介護給付費等準備基金繰入金は、介護給付費や地域支援

事業費の財源である保険料の不足分などに充てるため、9, 848万4千円を増額するものであります。

2目 一般会計繰入金は、一般会計の歳出でご説明申し上げましたとおり、介護保険料軽減対象者数の減による189万2千円の減であります。

9款 繰越金は1億3, 189万4千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

10款 諸収入は、組合預金利子のほか、第三者納付金や返納金など、収入見込額に合わせて883万4千円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は24ページから、議案説明資料は18ページからとなります。

1款 総務費 1項 総務管理費は、人事院勧告や人事異動に伴い、人件費507万5千円を増額するものであります。

3項 介護認定審査会費は、認定申請件数の減により、介護認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料及び認定調査委託料を、合わせて560万円減額するものであります。

2款 保険給付費は、実績見込みにより、1項 介護サービス等諸費と 2項 その他諸費は減額となりますが、3項 高額介護サービス等費、4項特定入所者介護サービス等費及び5項 高額医療合算介護サービス等費は増額となり、総額では810万円の減額となるものであります。

ここで、大変恐縮ですけれども議案説明資料の訂正をお願いしたいと思います。

議案説明資料の16ページ上から8行目の増額と9行目の減額が逆になっておりました。大変申し訳ありませんでした。どうか訂正をお願いします。

それでは説明に戻ります。

3款 地域支援事業費 1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費は、構成市町などへの委託事業費の減や、緩和した基準による訪問サービス、通所型サービスの給付額が見込みを下回るなどにより、2, 004万7千円の減額となるものであります。2目 一般介護予防事業費の119万1千円の減と、3目 包括的支援事業・任意事業費の1, 745万8千円の減は、構成市町などに委託している各種事業の実績が見込みより少なかったことによる減額であり、4目 その他諸費は、審査支払件数の減により手数料を28万3千円減額するものであります。

7款 諸支出金 1項1目 第1号被保険者保険料還付金は、保険料還付見込みにより78万5千円の増額、2目 償還金は、平成29年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国・県への返還金を予算措置するため、1億519万7千円を増額するものであります。

2項1目 一般会計繰出金は、前年度繰越金の不用額などを財政調整基金に積み立てるため2, 596万4千円を増額するものであります。

続いて、「議案第12号 平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。議案説明資料は20ページとなります。

ただ今ご説明いたしました議案第10号の一般会計補正予算と、第11号の介護保険特別会計補正予算を受け、事務費は212万2千円、斎場費は780万1千円、消防費は1,566万円、民生費は47万2千円、介護保険費は1,828万3千円をいずれも減額し、変更後の負担金総額を大仙市36億5,753万9千円、仙北市12億3,854万3千円、美郷町8億3,116万円、合計57億2,724万2千円とさせていただきますのであります。

なお、市町により増減が生じているのは、介護給付費負担金について、当初予算では平成28年度給付実績による仮の割合で算出しておき、最終補正においては直近の1月末までの1年間の割合で算出し直すという構成市町間の申し合わせによるものでありますので、ご了承をお願いいたします。

以上、議案第10号及び第11号の平成30年度2月補正予算と、議案第12号の組合経費に係る負担金の一部変更についてをご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

議員

(佐藤文子君)

はい、議長。

議長

(茂木隆君)

20番、佐藤文子君。

議員

(佐藤文子君)

今の説明を聞いて、「はっ」としたところがありましたので、伺いたいと思います。

斎場の人件費の大幅な減額補正ということで、もうひとつは消防署職員の休職、早期退職というようなことがあるようですけれども、まず、斎場の職員は何人いらっしゃるのか分かりませんが、日常の斎場業務に、この1人が減ることによる支障がないかどうか。長期休職になっているものと思われそうですが、その原因たるや何なのか。これは消防署署員の休職等も含めて、差し支えなければ教えていただければというふうに思います。そして、斎場の職員については、長期休職に対する代替えの臨時とか中途の臨時職員とか、そういう必要性はないのか、その件に関してお聞かせ願いたいと思います。

議長

(茂木隆君)

答弁を求めます。

はい、久米管理課長。

課長

(久米正君)

はい、それでは佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

斎場の職員の休職等についてですけれども、現在3斎場ありますけれども、広域職員が3人、それから派遣職員が6名おります。今回休職となったのは、南部斎場の広域職員でありますけれども、これにつきましては、他の職員が合わせて8人おりますので、その中で遣り繰りといいますか、勤務等を調整しておりますので、支障はなか

ったものと考えております。その職員につきましては、12月1日から現在復帰しております。まだ若干動きがスムーズではないところはあるかもしれませんが、復帰が可能という判断で、復職させております。

消防職員の休職等につきましては、消防長お願いします。

議 長

(茂木隆君)

はい、消防長。

消防長

(鈴木良則君)

はい、議長。

消防本部の鈴木でございます。現在長期休暇を取っている職員は、2名おまして、1名は病気によるものでございます。もう1名は出産による出産後の休暇でございます。出産後の休暇の者は、4月、来年度当初から勤務する予定でございます。

また、その間の人員の遣り繰りでございますけれども、平成33年度に完結いたします「消防職員配置再編計画」に基づきまして、現在増員をしているところでございます。その途中の人員の配備あるいは遣り繰りで、まかなっているところでございます。以上です。

議 長

(茂木隆君)

他に質疑ありませんか。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第13号」、日程第18「議案第14号」、日程第19「議案第15号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議長 (茂木隆君)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

それでは、私の方からは議案第13号、それから議案第14号、議案第15号について、一括してご説明申し上げます。

本2件の予算案につきましては、地方自治法の規定に基づき、また、組合経費に係る負担金につきましては、当組規約第11条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

それでは議案説明資料の21ページをお開き願います。

1番上の総括表をご覧いただきたいと存じます。一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は242億4,878万9千円であります。前年度との比較では26億5,706万6千円、率にいたしまして12.31%の増となるものでございます。

増額の主な要因でありますけれども、先ほどの管理者の行政報告にもありましたけれども、一般会計におきましては、廃棄物の処理施設に係る経費を新たに計上したことやはしご付き消防ポンプ自動車の購入経費を計上したこと、また、介護保険特別会計におきましては、保険給付費を増額計上したことなどによるものでございます。

それでは、各会計ごとの主な項目につきまして順次ご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明資料と予算書を並行してご覧いただきながらお聞き願います。

記載項目の関係、内容によりまして2つの資料を行き来する場合がございますので、あらかじめご了承を願います。

はじめに、「議案第13号 平成31年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」につきまして説明を申し上げます。議案説明書は同じく21ページから、予算書は1ページからとなります。

一般会計の歳入歳出予算の総額は54億8,059万8千円で、議案説明書の総括表に記載のとおり、前年度と比較して20億4,908万4千円、率にいたしまして59.71%の大幅な増となるものでございます。

歳入からご説明いたします。予算書の7ページをご覧頂きたいと存じます。

歳入1款 分担金及び負担金につきましては、1項1目 事務費負担金は7,699万7千円で、人件費の減により、347万4千円の減であります。

2目 社会福祉法人助成費負担金は1,518万円で、社会福祉法人水交会对します経営安定化補助金などの減によりまして、206万5千円の減であります。

3目 斎場費負担金は6,982万1千円で、北部斎場法面復旧工事の終了や火葬炉耐火物等補修工事費の減によりまして、1,812万5千円の減となります。

4目 病院群輪番制事業費負担金、5目 休日救急医療連携事業費負担金と、6目 歯科在宅当番医制事業費負担金については、前年度とほぼ同額の計上となっております。

7目 へい獣保冷センター費負担金は312万7千円で、冷凍機入替工事の終了などによりまして、210万2千円の減であります。

8目 廃棄物処理費負担金は16億7,520万5千円の新規計上となります。

8ページをお願いします。

9目 消防費負担金は30億2,418万7千円で、498万7千円の減であります。新庁舎建設事業費分は大幅な減額となりますが、運営費分については人件費や車両更新事業費が増となることによりまして、結果的には微減となるものであります。

10目 民生費市町負担金は3,222万6千円で、消費税増税分を活用した低所得者の介護保険料軽減事業の完全実施により、2,331万6千円の増であります。

以上によりまして、歳入1款 分担金及び負担金は、49億3,028万6千円で、前年度比較16億6,821万4千円の増となるものであります。

続いて歳入2款 使用料及び手数料につきましては、1項 使用料は、3斎場、へい獣保冷センター、ごみ処理センター、し尿処理センターの施設使用料2億1,774万9千円の計上、2項 手数料は、へい獣集荷処理、廃棄物処理、危険物貯蔵設備検査に係る手数料638万9千円の計上であります。

これにより、歳入2款 使用料及び手数料につきましては、2億2,413万8千円となりまして、廃棄物処理分の計上により、使用料については1億8,854万6千円、手数料につきましては309万5千円の合計1億9,164万1千円の増となるものであります。

続いて10ページをお願いいたします。

歳入3款 国庫支出金の6,445万2千円、それから歳入4款 県支出金1項1目 民生費県負担金の3,222万6千円は、低所得者の介護保険料軽減事業に係る負担金であり、負担金の説明でも申し上げましたけれども、消費税増税に伴う事業拡充により大幅な増となっております。県支出金2項1目 衛生費県補助金の58万9千円は、休日救急医療連携事業に係る補助金であります。

11ページをお願いいたします。

歳入5款 財産収入1項2目 財産貸付収入は46万4千円で、大仙美郷環境事業組合所有の土地に係る賃貸料などであります。

歳入6款 繰入金2項1目 財政調整基金繰入金は5,500万円の計上で、社会福祉法人水交会が実施しております「かわ舟の里角間川改築事業」に係る備品購入費補助の終了により3,200万円の減となっております。

12ページをお願いいたします。1番下の表となります。

歳入8款 諸収入2項1目 雑入は1億7,343万9千円の計上であり、前年度との比較で1億5,079万7千円の増となっております。この増額につきましては、廃棄物処理の広域化に伴う収入の新規計上が大きく影響しており、中でも大仙美郷環境事業組合の打切決算に係る剰余金が1億3,651万4千円とかなりの部分を占めるものでありますけれども、この剰余金には、平成30年度の出納整理中に支払いが見込まれる経費への充当額約6,700万円が含まれておりまして、例年の繰越金に相当する部分としては、実質7,000万円程となるものであります。

13ページ中段の消防分につきましては、派遣職員の交代等による約110万円の減となっております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。予算書は14ページから、議案説明資料は22ページからとなります。

歳出1款 議会費は70万8千円で、内訳は当組合議員に係る報酬と費用弁償であります。

歳出2款 1項1目 一般管理費は7,415万6千円で、内訳は、人件費5,854万8千円のほか、例規集の加除や財務会計システムの運用などに係る事務経費1,560万8千円であります。

16ページの下の方となります。2項1目 監査委員費は13万7千円で、監査委員報酬と費用弁償であります。これにより議案説明書、資料22ページ中程に書いてありますけれども、総務費は7,429万3千円となりまして、前年度との比較では347万3千円の減となります。

予算書17ページをお願いいたします。

歳出3款 民生費は1,518万円で、内訳は、社会福祉法人水交会への経営安定化補助金と、施設改築事業債に係る償還補助金であります。歳入の基金繰入金の説明でも申し上げましたけれども、「かわ舟の里角間川」改築の備品購入に係る補助の終了などによりまして、およそ3,400万円ほどの減となるものであります。

歳出4款 衛生費1項、保健衛生費1目 斎場費は9,856万9千円で、内訳につきましては、議案説明書22ページの中程にまとめた数字を記載しておりますけれども、職員3人の人件費が2,242万6千円、それからただ今ご質問いただきましたけれども、各斎場の常時複数職員勤務体制確保のために1名増員を予定しております、これに係わる職員派遣委託料が3,161万6千円、3斎場の火葬炉耐火物等補修工事費が358万5千円のほか、燃料費等の運営経費が4,094万2千円の計上となっております。

予算書19ページ中程をご覧くださいと存じます。

2目 病院群輪番制事業費は、大曲厚生医療センター、大曲中通病院及び市立角館総合病院に対する運営費補助金2,512万4千円、3目 休日救急医療連携事業費は、医師の出務費や看護師の賃金など723万3千円、4目 歯科在宅当番医制事業費は、運営費負担金177万5千円の計上であります。

20ページをお願いいたします。

5目 へい獣保冷センター費は534万2千円で、内訳は、収集運搬や処理委託料などの運営費であります。

21ページをお願いいたします。

同じく4款 衛生費、2項 清掃費、1目 中央廃棄物処理施設一般管理費は7,793万4千円で、主な内訳は、恐れ入りますが議案説明資料22ページの下の方にまとめておりますけれども、人件費が6,889万3千円、統合に伴う施設間連絡のための公用車1台の購入費270万円、環境衛生対策事業促進費補助金等の各種補助金や交付金が212万4千円などとなっております。



どであります。

30ページをお願いいたします。

9目 廃棄物処理施設共通運営費は283万3千円で、当組合が新たに採用いたします環境事業課職員に係る経費となります。

以上、歳出4款 衛生費は、総額で19億8,993万7千円となり、2項の清掃費の新規計上によりまして、18億5,164万4千円の大きな増となります。

続いて31ページをお願いいたします。議案説明書は23ページ中段となります。

歳出5款1項1目 常備消防費は22億1,086万8千円で、内訳は、議案説明書にまとめてありますけれども、人件費が20億1,211万3千円、救急救命士3人の養成経費が770万2千円、デジタル無線保守業務委託料が2,588万2千円、その他需用費や各種業務委託料等の運営経費が、合わせて1億6,517万1千円の計上となります。

予算書35ページをお願いいたします。

2目 施設整備費は3億7,095万8千円で、内訳は、これについても説明書23ページ中程に記載させていただいております。建物関係では、仮眠室やトイレの増築、車庫の拡張等を実施する西仙北分署の増改築事業費が3,516万円、南分署の屋根防水改修事業費が1,024万7千円、中仙分署の屋根葺替工事費が520万1千円、西木分署の屋根及びサイレン塔塗装工事費が213万1千円となっております。また、車両関係では、大曲消防署のはしご付き消防ポンプ自動車購入費が2億4,407万1千円、西木分署の消防ポンプ自動車購入費が3,900万6千円、田沢湖分署の高規格救急自動車購入費が3,493万4千円であり、いずれも老朽化に伴う更新をお願いするものでございます。

このうち、はしご車の更新につきましては、配備先である大仙市の単独負担をお願いすることとなりますけれども、財政的に有利な起債を利用するなどして、実質的な負担が極力少なくなるように進めてまいりたいと考えております。

予算書36ページをお願いいたします。

3目 新庁舎建設事業費は4億4,259万4千円で、4年に及ぶ継続事業の最終年度分として、設計・工事監理委託料907万6千円と工事請負費、4億3,351万8千円の計上であります。前年度比較で3億7,725万2千円の減となります。

以上、歳出5款 消防費は、下段に記載してありますとおり、総額30億2,442万円の計上となりまして、新庁舎建設事業では大幅減となったものの、消防車両更新事業などの増要素が加わったことによりまして、前年度比233万円の微減となるものであります。

37ページをお願いいたします。

歳出6款 公債費は1億9,515万3千円で、前年度比1億6,560万5千円の大幅な増となります。これは、例年計上している消防分のほか、廃棄物処理の広域化に伴い解散する大仙美郷環境事業組合の債務を引き継ぐことによるものであります。

38ページをお願いいたします。

7款 諸支出金2項1目 介護保険特別会計繰出金は1億7,890万4千円で、内訳は、低所得者の介護保険料軽減事業に係る公費負担分1億2,890万4千円と、一般財源分5,000万円を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

以上が一般会計の説明となります。

次に、「議案第14号 平成31年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

まず、はじめに議案説明資料21ページ上段の総括表にお戻り願います。

介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は187億6,819万1千円で、前年度比6億798万2千円、率にして3.35%の増となります。

歳入からご説明いたします。予算書は少し飛んで52ページから、議案説明資料は24ページとなります。

歳入1款 介護保険料は31億6,883万7千円で、前年度と比較して1億392万4千円の減であります。これは、平成30年度当初予算編成の段階では、第7期の保険料基準額を月額6,300円としておりまして、確定していなかったため、仮の金額、月額6,450円で算定したことによるものであります。

なお、収納率については、現年度分を98.8%、滞納繰越分を16.75%と見込んでおります。

歳入2款 分担金及び負担金は25億8,704万1千円で、保険給付費の増により、7,753万3千円の増となるものであります。

予算書53ページをお願いいたします。

歳入3款 使用料及び手数料は23万1千円で、介護保険料の督促手数料等であります。

歳入4款 国庫支出金、それから歳入5款 県支出金、歳入6款 支払基金交付金につきましても、このあとご説明いたしますけれども、歳出2款 保険給付費、それから歳出3款 地域支援事業費、歳出4款 民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出した負担金、補助金及び交付金であります。

55ページをお願いいたします。

歳入8款 繰入金1項 基金繰入金 1目 介護給付費等準備基金繰入金は3億4,520万7千円、2項 一般会計繰入金は、1目の介護保険料公費負担分が1億2,890万4千円、2目の一般財源分が5,000万円の計上であり、合計で5億2,411万1千円の計上となります。

56ページをお願いいたします。

歳入9款 繰越金は150万円で、保険料の歳出還付金充当分などを計上するものであります。

続きまして、歳出であります。予算書は58ページから、議案説明資料は25ページとなります。

歳出1款 総務費1項1目 一般管理費は、議案説明書25ページ上段にまとめた数字を記載しております。人件費、介護保険システム改修業務委託料、事務所の維持

管理費負担金、郵便料など1億9,324万7千円、2項1目 賦課徴収費は、徴収員の賃金など622万3千円、3項1目 介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬や郵便料など1,753万8千円の計上、2目 認定調査等費は、認定調査員の賃金や主治医意見書作成手数料、認定調査委託料、郵便料など8,796万9千円の計上であり、合計3億497万7千円、前年度との比較で227万9千円の増となります。

予算書62ページをお願いいたします。

歳出2款 保険給付費1項1目 介護サービス給付費は160億8,676万円、2目 介護予防サービス給付費は2億2,986万2千円、それから63ページとなりますが、2項1目 その他諸費は1,983万8千円、それから3項1目 高額介護サービス費は3億5,996万円、4項1目 64ページになりますけれども、特定入所者介護サービス費は9億6,351万9千円、5項1目 高額医療合算介護サービス費は4,666万5千円の計上であります。

説明資料25ページ中段に記載がありますけれども、保険給付費全体では総額177億660万4千円となりまして、前年度との比較で6億1,862万8千円、率にして3.62%の増となっております。これは、施設サービス費や地域密着型サービス費の伸びに加え、消費税増税分、介護職員処遇改善加算の影響などによるものであります。

予算書64ページ下の表をお願いします。

歳出3款 地域支援事業費1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費は3億7,541万6千円、2目 一般介護予防事業費は7,019万円、65ページとなりますが、3目 包括的支援事業・任意事業費は3億188万7千円、4目 その他諸費は230万8千円の計上であり、地域支援事業費全体では、66ページ上段となりますけれども、7億4,980万1千円の計上であり、前年度比1,283万9千円の減となります。

歳出4款 民生費は、低所得者対策事業交付金として34万2千円の計上でありまして。

67ページをお願いいたします。

歳出7款 諸支出金は146万5千円で、第1号被保険者保険料還付金などを計上したものであります。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

当初予算に係る説明は以上でありますけれども、引き続き「議案第15号 平成31年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」を説明いたします。

議案説明資料の最終のページ、27ページをお開き願います。

本案は、議案第13号と議案第14号の平成31年度当初予算を踏まえた構成市町の負担金の額を定めるものでございます

各市町の負担金額につきましては、個々に記載のとおり、大仙市については、前年度当初比較で5億5,168万5千円増の42億5,417万4千円、仙北市については、8億8,319万9千円増の21億2,539万6千円、美郷町については、3億1,086万3千円増の11億3,775万7千円と定めるものでございます。

以上が議案第15号の説明となります。

平成31年度当初予算編成におきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、廃棄物処理に係る経費の新規計上が予算額の変動に大きく影響したものであります。

この廃棄物処理関連予算につきましては、去る2月7日開催の予算説明会におきましてもご説明をさせていただきましたけれども、大仙美郷環境事業組合と仙北市がそれぞれ編成した廃棄物関連予算をまとめたものでございます。その執行にあたりましては、常に計画性、効果性或いは効率性に留意いたしまして、圏域住民の皆様の利益を第一義的に考え、事業の最適化を目指して参りたいと考えております。

議員各位におかれましては、事業統合に係る経緯・経過をご理解いただくとともに、当組合の他の通常予算も含めまして、今後とも格別なるご指導とご協力をお願い申し上げます。

以上、議案第13号及び議案第14号並びに議案第15号を一括してご説明申し上げますけれども、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。